

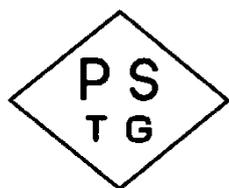
---

# 「事業届」に関する説明資料 Ver. 04

---

ガス事業法に規定する「ガス用品」に  
P S T Gマークを表示しようとする事業者用

## 「特定ガス用品」



半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器  
半密閉燃焼式ガスストーブ  
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま  
ガスふろバーナー

## 特定ガス用品以外の「ガス用品」



開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式ガス瞬間湯沸器  
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式ガスストーブ  
密閉燃焼式又は屋外式ガスバーナー付ふろがま  
ガスこんろ

令和4年3月

経済産業省産業保安グループ 製品安全課

---

## 目 次

---

1. ガス事業法の概要 .....	1
1-1. ガス事業法関係法令等 .....	1
1-2. P S T Gマーク (   ) 制度 .....	1
2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ <手続きフロー図> .....	4
2-1. ガス用品の適用範囲について .....	5
2-2. ガス用品の技術基準への適合について .....	5
2-3. 製品に表示するP S T Gマーク   について .....	6
2-4. 製品に表示する届出事業者の名称、注意事項等について .....	6
3. 届出書の作成方法 .....	7
3-1. 事業届出書 .....	7
3-2. 変更届出書 .....	11
4. 届出書の提出先 .....	12
5. ガス用品に関する届出・申請書式 .....	13

---

## 1. ガス事業法の概要

---

### 1-1. ガス事業法関係法令等

- ・ガス事業法（以下、「法」という。）

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=329AC0000000051](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329AC0000000051)

- ・ガス事業法施行令（以下、「施行令」という。）

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=329C00000000068](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329C00000000068)

- ・ガス用品の技術上の基準等に関する省令（以下、「省令」という。）

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000400027](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000400027)

- ・ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（以下、「通達」という。）

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasuji\\_211115tsuatsu\\_zenbun.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasuji_211115tsuatsu_zenbun.pdf)

- ・製品安全ガイド（届出・申請に関する問い合わせ窓口）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/opinion/index.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/opinion/index.html)

### 1-2. PSTGマーク（ ) 制度

#### (1) 制度の目的、概要

「ガス事業法」は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的として制定された法律です。

この法律で定める「ガス用品」とは、主として一般消費者等がガスを消費する場合に用いられる機械、器具、又は材料であって、政令（施行令第9条及び別表第1）で定めるものとされており、「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて、特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であって、政令（施行令第10条及び別表第2）で定めるものとされています。

具体的なガス用品の品目については次ページに記載しています。

### 特定ガス用品以外の「ガス用品」

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式ガス瞬間湯沸器、  
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式ガストーブ、  
密閉燃焼式又は屋外式ガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ  
※定義についてはP 5またはガス事業法施行令第9条及び別表第1を参照のこと。



### 「特定ガス用品」

半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガストーブ、  
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー  
※定義についてはP 5またはガス事業法施行令第10条及び別表第2を参照のこと。



具体的には、ガス用品の「製造」又は「輸入」、及び「販売」の事業を行う者は、届出や製品毎に定める技術基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示（＝PS TGマーク  ）が付されているものでなければ、「ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされています。（法第138条）

なお、上記の技術基準（省令第11条別表第3）に示す性能を満たす技術的内容の例については、通達別添2を参照してください。

## (2) 「事業の届出」

ガス用品の「製造」又は「輸入」の事業を行う者は、国に対し、事業の届出を行うことができます。（法第140条）

なお、本説明資料では、事業開始前に届け出ていただく場合を想定し、説明させていただきます。

## (3) 「基準適合義務」及び検査記録の作成、保存

(2)の届出を行った事業者（以下、「届出事業者」という。）は、届出に係る型式のガス用品について、省令第11条別表第3に規定されている性能（※）に適合していることを確認する検査（以下、「自主検査」という。）を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。（法第145条）検査記録への記載すべき事項は以下の6項目で、保存期間は検査の日から3年間です。（省令第13条）

※省令に示す性能を満たす技術的内容の例については、通達別添2で参考までに示しています。

（省令第13条第1～3項）

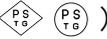
- |   |                        |   |       |
|---|------------------------|---|-------|
| 一 | ガス用品の区分並びに構造、材質及び性能の概要 |   |       |
| 二 | 検査を行つた年月日及び場所          |   |       |
| 三 | 検査を実施した者の氏名            | 五 | 検査の方法 |
| 四 | 検査を行つたガス用品の数量          | 六 | 検査の結果 |

(4) 「特定ガス用品」の「適合性検査」の受検及び証明書の保存

ガス用品のうち、特定ガス用品については、技術基準への適合性について、届け出た型式区分ごとに(3)の自主検査に加えて、主務大臣(経済産業大臣)の登録を受けた者(=「登録検査機関」)による検査を受け、かつ、適合証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。(法第146条第1項)

特定ガス用品の登録検査機関は「一般財団法人日本ガス機器検査協会」(現在1社のみ)となりますので、詳細については以下URLをご参照ください。

<https://www.jia-page.or.jp/certification/tekigo/>

(5) 表示 (PSTGマーク )

(2)から(4)の義務を果たした届出事業者は、「PSTGマーク 」(詳細はP7を参照)の表示を付すことができます。(法第147条)

また、PSTGマーク  の表示が付してあるガス用品であれば、販売又は販売の目的での陳列を行うことができます。(法第138条第1項)

(6) 立入検査

製品安全の観点から、ガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に経済産業省(経済産業局は製造・輸入事業に関するものに限る)、独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査する立入検査を行うことがあります。(法第172条第1項等)

(7) 改善命令及び表示の禁止等

事業者が(2)から(4)の義務を果たさない、(5)のPSTGマークを表示せずにガス用品を販売したなどの場合は、改善命令や表示の禁止などを発動することがあります。(法第148条、第149条等)

以下は、ガス用品を製造又は輸入する事業者に対し、1-2. PSTGマーク制度に関する手続きや届出書類の作成方法について説明するものです。

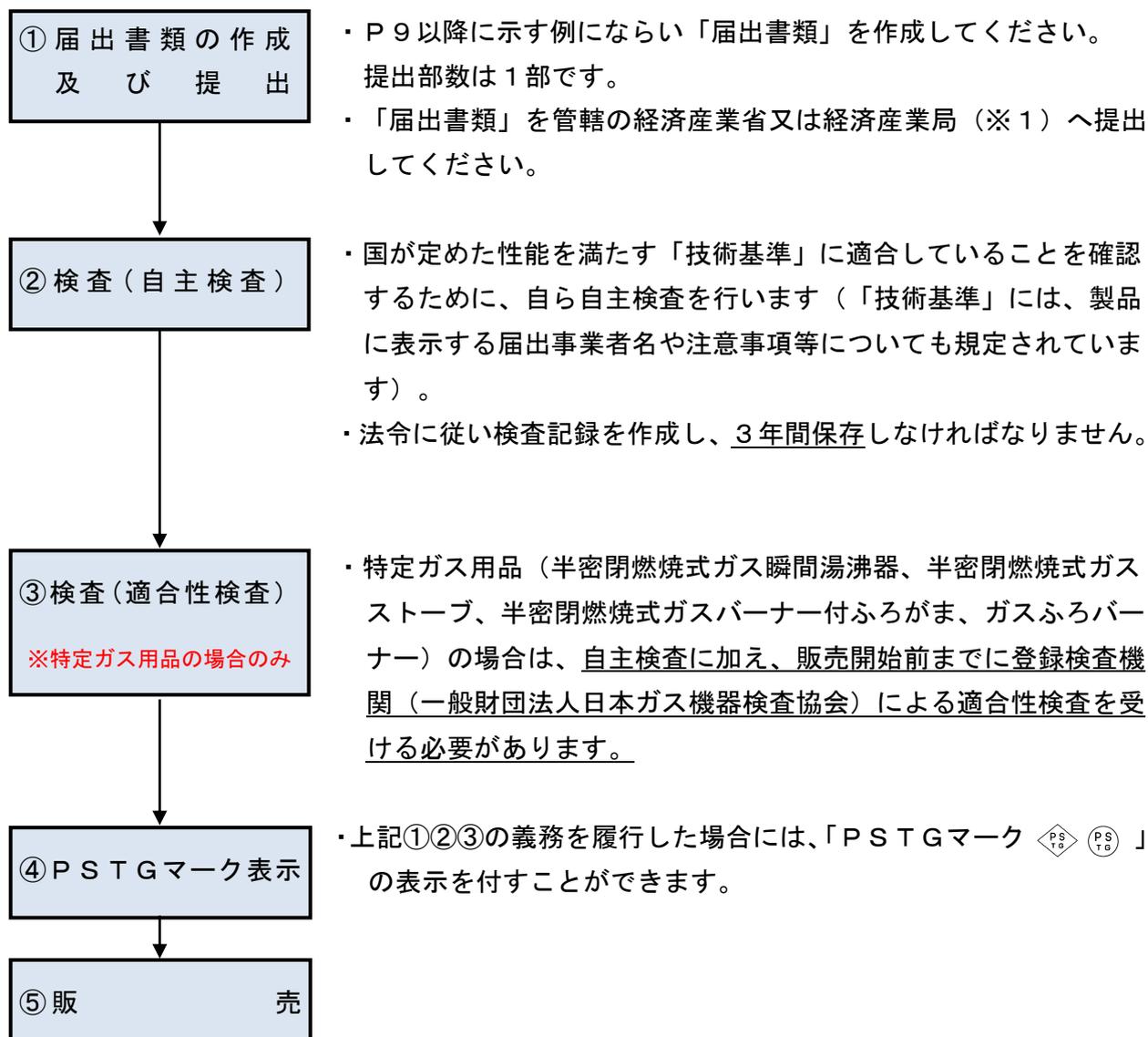
## 2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ <手続きフロー図>

現在、必要な手続きのうち、以下の手続きは「保安ネット」によりインターネット経由で作成・提出することが可能です。

- ・ 製造又は輸入事業の開始届出（法第140条）
- ・ 事業届出事項変更届出（法第142条）
- ・ 製造又は輸入事業廃止届出（法第143条）
- ・ 登録商標表示届出（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第3）

手続きの詳細については、次のHPを参照ください。

（保安ネットとは）[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/seian\\_hoan-net\\_guide.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html)



### ※1 届出先

（1）ガス用品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、当該管轄の経済産業局に届け出ます。

具体的な管轄対象地域、届出先の経済産業局の部署はP 13を参照してください。

(2) ガス用品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は、経済産業省産業保安グループ製品安全課に届け出ます。

## 2-1. ガス用品の適用範囲について

法及び施行令で定める「ガス用品（特定ガス用品を含む）」の適用範囲は以下のとおりです。

(法第137条、及び施行令第9条別表第1、第10条別表第2)

### 1 ガス瞬間湯沸器（※半密閉燃焼式のみ特定ガス用品）

ガスの消費量が70キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。

### 2 ガスストーブ（※半密閉燃焼式のみ特定ガス用品）

ガスの消費量が19キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。

### 3 ガスバーナー付ふろがま（※半密閉燃焼式のみ特別特定製品）

ガスの消費量が21キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、91キロワット）以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。

### 4 ガスふろバーナー（※特定ガス用品）

ガスの消費量が21キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているもの及び液化石油ガス用のものを除く。

### 5 ガスこんろ

ガスの消費量の総和が14キロワット（ガスオーブンを有するものにあつては、21キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー1個あたりのガスの消費量が5.8キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。

## 2-2. ガス用品の技術基準への適合について

ガス用品の技術上の基準及び解釈については、以下のとおりです。

(省令第11条、第13条及び別表第3)

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000400027](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000400027)

(通達別添2)

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasuji\\_200708tsutatsu\\_zenbun.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasuji_200708tsutatsu_zenbun.pdf)

なお、ガス用品の技術上の基準について、これまでの仕様規定を性能規定に改め、平成28年4月1日から施行しました。改正内容等は以下をご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasji\\_seinoukitei\\_top.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasji_seinoukitei_top.pdf)

## 2-3. 製品に表示するPSTGマーク について

PSTGマークは、以下の2種類です。

(法第137条、及び施行令第9条別表第1、第10条別表第2)

	PSTGマーク	ガス用品の区分
特定ガス用品		<ul style="list-style-type: none"> <li>・半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器</li> <li>・半密閉燃焼式ガストーブ</li> <li>・半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま</li> <li>・ガスふろバーナー</li> </ul>
特定ガス用品以外のガス用品		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器</li> <li>・開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ</li> <li>・密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま</li> <li>・ガスこんろ</li> </ul>

マークの構成割合（比率等）は、以下のURLを参照してください。

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/html/346M50000400027\\_20190701\\_501M60000400017/pict/S46F03801000027\\_1907261807\\_004.pdf](https://elaws.e-gov.go.jp/search/html/346M50000400027_20190701_501M60000400017/pict/S46F03801000027_1907261807_004.pdf)

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/html/346M50000400027\\_20190701\\_501M60000400017/pict/S46F03801000027\\_1907261807\\_005.pdf](https://elaws.e-gov.go.jp/search/html/346M50000400027_20190701_501M60000400017/pict/S46F03801000027_1907261807_005.pdf)

## 2-4. 製品に表示する届出事業者の名称、注意事項等について

省令に規定するほか、通達では具体的にガス用品毎に規定されている事項を表示することとされています（機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示）。

（例：「半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器」における表示項目）

通達別添2により、以下を表示することとしています。

- ・ ガス用品の型式
- ・ ガス消費量（単位 キロワット）
- ・ 都市ガス用である旨
- ・ 適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる記号）
- ・ 定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る）
- ・ 定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る）
- ・ 届出事業者の氏名又は名称
- ・ 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称
- ・ 製造年月、製造番号、使用上の注意に関する事項

なお、届出事業者の氏名又は名称の表示は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができます。左記による表示にあたっては、「(様式第10) 略称表示承認申請書」又は「(様式第11) 登録商標表示届出書」を経済産業省産業保安グループ製品安全課に事前に相談の上、提出してください。

---

### 3. 届出書の作成方法

---

#### 3-1. 事業届出書

##### (1) 概要

届出書は、国が定める様式(省令様式第3)に基づき作成する他、次の添付資料の作成が必要です。なお、届出書の受領の写しを希望する場合は、提出する書類を2部とし、併せて返信用の封筒を同封いただけますようお願いいたします。なお、届出の際には、事前に提出先の本省又は経済産業局(P13参照)にご相談ください。

##### <添付資料>

- ・ガス用品の型式の区分(省令別表第2)

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000400027#310](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346M50000400027#310)

※製造又は輸入を計画しているすべての型式の区分について提出が必要です。

- ・当該ガス用品を製造する工場又は事業場、輸入の事業に係る事務所等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる事業者の場合には、添付資料として事業所在地がわかるリストの提出をお願いする場合があります。

(2) 鑑（様式第3）の記載例：用紙の大きさはA4です。

ガス用品 <u>製造（輸入）</u> ※ <sup>1</sup> 事業届出書		○年○月○日※ <sup>2</sup>
<u>経済産業大臣 殿</u> ※ <sup>3</sup>		
		東京都千代田区霞が関○-○-○ <u>□□工業株式会社</u> ※ <sup>4</sup> 代表取締役社長 <u>安全 太郎</u>
ガス事業法第140条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1	事業開始の年月日	<u>△年△月△日</u> ※ <sup>5</sup>
2	<u>製造（輸入）</u> ※ <sup>1</sup> するガス用品の区分	<u>□□□□</u> ※ <sup>6</sup>
3	当該ガス用品の型式の区分	別添のとおり
4	<u>当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にとっては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）</u>	

(記載要領)

- ※1 「製造」又は「輸入」のどちらかを記載してください。
- ※2 本届出書を提出する日付を記載してください。
- ※3 提出先により、各管轄の「○○経済産業局長」又は「経済産業大臣」となります。詳しくはP6の「※1 届出先」をご確認ください。
- ※4 登記上の「名称」「住所」「代表者の役職名」「代表者の氏名」を記載してください。
- ※5 「事業開始の年月日」はガス用品の製造又は輸入の事業開始を計画している年月日（ガス用品に指定される前から事業を行っている場合は、ガス用品として指定された年月日（施行日））を記載してください。
- ※6 製造（又は輸入）を計画しているガス用品を記載してください。
- ※7 連絡担当者について、氏名、電話番号等を記載してください。

(3) 添付資料(型式の区分)の記載例:用紙の大きさは原則A4です。

省令別表第2で定めるガス用品の型式の区分について、製造又は輸入を計画しているすべての型式について記載が必要となります。

ガス用品の区分	型式の区分	
	要素	構造等の区分
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	ガス瞬間湯沸器の構造	(1) 先止め式のもの (2) 元止め式のもの
	点火の方法	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの
	ガス消費量切替装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの
	炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの
	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) バーナーの炎が消えないもの (2) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにガスの通路が再び開かないもの (3) バーナーの炎が消えるもののうち再び通電したときにバーナーに再び自動的に点火するもの
	給排気の方法	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
	不完全燃焼を防止する機能に係る検知部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) COセンサー式のもの (4) バイメタル式のもの (5) サーミスター式のもの (6) その他のもの
	燃焼室内の圧力	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの
	メインバーナーの材質	(1) ステンレス銅製のもの (2) その他のもの
	遮熱板の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	熱交換部の材質	(1) 銅製のもの (2) ステンレス銅製のもの (3) その他のもの

(記載要領)

※ 届出事業者が「製造」又は「輸入」を計画しているガス用品について、1つの要素に対し1つの区分に丸(O)印を付してください。複数のガス用品の製造(又は輸入)を計画しており、1つの要素の中で複数の区分に該当する場合には、別添を複数それぞれ分けて作成してください。要素の組み合わせが1つでも異なる場合は別型式となりますのでご注意ください。

(4) 添付資料（事業所在地がわかるリスト）の記載例：用紙の大きさは原則A4です。

ガス用品を製造する工場又は事業場、輸入の事業に係る事務所等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる事業者の場合には、添付資料として事業所在地がわかるリスト<sup>※1</sup>の提出をお願いする場合がありますので、その際は以下のように記載のうえ、ご提出ください。

届出事業者が「製造事業者」の場合

当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地リスト

- ① 名称：〇〇株式会社□□工場  
所在地：〇〇県□□市・・・・・・・・・・
- ② 名称：〇〇株式会社□□事業所  
所在地：〇〇県□□市・・・・・・・・・・
- ・
- ・

届出事業者が「輸入事業者」の場合

当該ガス用品の輸入に係る事務所、店舗、倉庫の名称及び所在地リスト

- ① 名称：〇〇株式会社□□事務所  
所在地：〇〇県□□市・・・・・・・・・・
- ② 名称：□□店  
所在地：〇〇県□□市・・・・・・・・・・
- ③ 名称：□□倉庫  
所在地：〇〇県□□市・・・・・・・・・・
- ・
- ・

(記載要領)

※1 リストとして確認ができれば、Excel形式で必要事項をまとめたものでも結構です。

### 3-2. 変更届出書

事業の届出内容（様式第3等）に変更が生じた時は、「事業届出事項変更届出書（様式第8）」の提出が必要です。必要に応じ、別添資料などを添付して下さい。

（2）鑑（様式第8）の書き方（例）：様式の大きさはA4です。

#### ①製造工場の変更の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（ガス用品名）を製造している○○工場については生産を中止し、新たに○○工場において生産を行うため、届出内容を変更する。

#### ②型式の変更の場合

- 1 変更の内容 : 型式の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（ガス用品名）の型式の区分として別紙1は生産を中止し、新たに別紙2について生産を行うため、届出内容を変更する。

#### ③製造工場の追加の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（ガス用品名）については、新たに○○工場において生産を行うため、製造工場を追加する。

#### ④型式の追加の場合

- 1 変更の内容 : 型式の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（ガス用品名）の型式の区分として別紙について生産を行うため、型式を追加する。

#### ⑤製造工場の削除の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（ガス用品名）については、○○工場において生産を中止したため、製造工場を削除する。

#### ⑥型式の削除の場合

- 1 変更の内容 : 型式の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（ガス用品名）の型式の区分として別紙について生産を中止したため、型式を削除する。

#### 4. 届出書の提出先

(1) ガス用品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、該当する経済産業局に提出してください。

① 北海道

経済産業省 北海道経済産業局 消費経済課 製品安全室  
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西 2-1-1  
電話 011-709-1792 (直通)

② 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

経済産業省 東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1  
電話 022-221-4918 (直通)

④ 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

経済産業省 関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館  
電話 048-600-0409 (直通)

④ 岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県

経済産業省 中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2  
電話 052-951-0576 (直通)

⑤ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒540-8535 大阪府大阪府中央区大手前 1-5-44  
電話 06-6966-6098 (直通)

⑥ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

経済産業省 中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30  
電話 082-224-5671 (直通)

⑦ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

経済産業省 四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎  
電話 087-811-8526 (直通)

⑧ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

経済産業省 九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室  
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1  
電話 092-482-5523 (直通)

⑨ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室  
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館  
電話 098-866-1741 (直通)

(2) 国内の工場又は事業場等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は本省となります。

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1  
電話 03-3501-1511 (内線) 4309~4310

---

## 5. ガス用品に関する届出・申請書式

---

(様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。)

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasji\\_yoshiki\\_top.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasji_yoshiki_top.pdf)

**注 意！**

届出書の受領の写しを希望する場合は、提出する資料を2部とし、  
返信用の封筒をご用意ください。

以下は、事業届出書を含む主なガス用品に関する届出・申請書式のご紹介と記入上の注意等になりますのでご参照ください。

様式第3（第4条関係）

ガス用品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第140条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）するガス用品の区分
- 3 当該ガス用品の型式の区分
- 4 当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 8 (第 7 条関係)

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業法第 142 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第4（第6条関係）

ガス用品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第141条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	住 所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）するガス用品の区分	
	当該ガス用品の型式の区分	
	当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9（第9条関係）

ガス用品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第143条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）するガス用品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 1 (第 2 条、第 12 条関係)

ガス用品輸出用例外届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業法第 138 条第 2 項第 1 号 (第 145 条第 1 項第 1 号) の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 ガス用品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及びガス用品の型式の区分

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

略称表示承認申請書

年 月 日<sup>※1</sup>

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名<sup>※2</sup>）

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名若しくは名称に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

ガス用品の区分	略称に代える事項	略称
	<u>届出事業者の名称<sup>※3</sup></u>	

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

《記載要領》

本申請はガス用品の区分単位で提出いただく必要がありますが、原則として 1 事業者につき 1 略称しか与えられません。なお、略称は事業者の名称を簡潔に省略したものであり、かつ、その略称によって容易にその事業者の名称を察知しうるものである必要がありますので、申請にあたってはご注意ください。

- ※ 1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※ 2 「法人にあっては代表者の氏名」は、「代表者役職名」と「代表者氏名」を記載して下さい。
- ※ 3 申請書にある表中「略称に代える事項」の欄は、事業者名（会社名）を記載するのではなく、ここに記載してあるとおり「届出事業者の名称」を記載してください。
- ※ 4 略称表示の承認がされた場合は、経済産業大臣名の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒をご用意ください。

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

ガス用品の区分	登録商標に代える事項	登録商標

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

(更新履歴)

- ◆平成 30 年 3 月 1 日 Ver.01 作成
- ◆平成 30 年 6 月 25 日 Ver.02 作成
  - ・ 3-1 (4) の記載例を適切な表現に修正
- ◆令和 3 年 1 月 27 日 Ver.03 作成
  - ・ 「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」の一部改正（押印を求める手続の見直し）に伴う様式の修正
  - ・ 略称表示承認申請書の記載要領の一部修正
  - ・ URL の一部修正
- ◆令和 4 年 3 月 24 日 Ver.04 作成
  - ・ 通達の URL 修正
  - ・ 2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れに「保安ネット」を追記
  - ・ 経済産業省製品安全課の電話番号を修正
  
- ◆令和 5 年 5 月 12 日 Ver.04 のまま 製品安全課ガス用品担当の電話及びメールアドレス修正

<p>(編集) 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課 ガス用品担当 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 電話 03-3501-1511 (内線) 4309~4310 E-mail bz1-psd-gas@meti.go.jp</p>
---